



山形県公報

平成21年7月3日(金)
第2056号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 規 則

- 山形県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則……………(森 林 課) ……791
- 山形県土地譲渡益重課制度及び長期譲渡所得課税の特例制度に係る優良宅地等の  
認定に関する規則の一部を改正する規則……………(建築住宅課) ……792

### 告 示

- 県営土地改良事業計画の決定……………(置賜総合支庁農村計画課) ……793
- 同……………( 同 ) ……同
- 同……………( 同 ) ……794
- 土地改良区の定款変更の認可……………(庄内総合支庁農村計画課) ……同
- 土砂災害警戒区域の指定……………(河川砂防課) ……同
- 土砂災害特別警戒区域の指定……………( 同 ) ……795
- 用途地域内の建築制限の特例を認めるための意見聴取……………(建築住宅課) ……同
- 開発行為に関する工事の完了……………(村山総合支庁建築課) ……同

### 公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請……………(置賜総合支庁地域支援課) ……同
- 同……………(庄内総合支庁地域支援課) ……796
- 同……………( 同 ) ……同
- 農地保有合理化事業の実施に関する規程の変更の承認……………(村山総合支庁農業振興課) ……797

## 規 則

山形県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成21年7月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 山形県規則第52号

#### 山形県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

山形県林業・木材産業改善資金貸付規則(平成15年9月県規則第63号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第2条」を「第2条第1項(中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律(平成20年法律第38号。以下「農商工等連携促進法」という。)第12条第1項の規定により適用される場合を含む。)」に、「の貸付け」を「(以下「林業・木材産業改善資金」という。)の貸付け」に、「及び林業労働力の確保の促進に関する法律施行令(平成8年政令第153号)」を「、林業労働力の確保の促進に関する法律施行令(平成8年政令第153号)、農商工等連携促進法、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律施行令(平成20年政令第234号)、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第四条第二項第二号イの農業者等が実施する農業改良措置を支援するための措置等を定める省令(平成20年農林水産省令第48号)、農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律(平成20年法律第45号)及び農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律施行令(平成20年政令第296号)」に改める。

第2条第1号中「以下」を「農商工等連携促進法第12条第1項の規定により読み替えて適用される法第3条第1

項に規定する当該認定中小企業者を含む。以下」に改め、同条第2号中「第3条第2項」を「第3条第2項（農工商等連携促進法第12条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下同じ。）」に、「同項」を「法第3条第2項」に改める。

第3条を次のように改める。

#### 第3条 削除

第4条第1項に次の1号を加える。

(5) 前各号に掲げるものが実施する林業・木材産業改善措置（法第2条第1項に規定するものをいう。）を支援するため農工商等連携促進法第11条第1項の認定中小企業者又は同項の認定中小企業者が団体である場合におけるその直接若しくは間接の構成員が農工商等連携促進法第4条第2項第2号ロに掲げる措置を行う場合における当該認定中小企業者

第4条第2項中「前項」を「前項第3号」に改める。

第5条中「場合」を「場合及び農工商等連携促進法第12条第1項の規定により適用される場合」に改める。

第7条中「の認定」を「（農工商等連携促進法第12条第1項の規定により適用される場合を含む。）の認定」に改める。

別記様式第1号中「林業・木材産業改善資金助成法第7条第1項（第12条第2項において準用する同法第7条第

1項）」を  

|  |                                                                                                                                             |        |
|--|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|
|  | 「林業・木材産業改善資金助成法第7条第1項<br>林業・木材産業改善資金助成法第12条第2項において準用する同法第7条第1項<br>中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第12条第1項の<br>規定により適用される林業・木材産業改善資金助成法第7条第1項 | 」に改める。 |
|--|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|

別記様式第4号の備考中「山形県林業・木材産業改善資金貸付規則第3条第8号及び第9号に掲げる資金の貸付を受けた場合は、別に定める報告書」を「契約書その他の知事が必要と認める書類」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山形県土地譲渡益重課制度及び長期譲渡所得課税の特例制度に係る優良宅地等の認定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年7月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 山形県規則第53号

##### 山形県土地譲渡益重課制度及び長期譲渡所得課税の特例制度に係る優良宅地等の認定に関する規則の一部を改正する規則

山形県土地譲渡益重課制度及び長期譲渡所得課税の特例制度に係る優良宅地等の認定に関する規則（昭和49年5月県規則第34号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第31条の2第2項第15号ハ及び第16号ニ、第62条の3第4項第15号ハ及び第16号ニ」を「第31条の2第2項第14号ハ及び第15号ニ、第62条の3第4項第14号ハ及び第15号ニ」に改める。

第2条第1項中「第31条の2第2項第15号ハ、第62条の3第4項第15号ハ」を「第31条の2第2項第14号ハ、第62条の3第4項第14号ハ」に改める。

第8条中「第31条の2第2項第15号ハ又は第62条の3第4項第15号ハ」を「第31条の2第2項第14号ハ又は第62条の3第4項第14号ハ」に改める。

第10条第1項中「第31条の2第2項第16号ニ、第62条の3第4項第16号ニ」を「第31条の2第2項第15号ニ、第62条の3第4項第15号ニ」に改め、同項ただし書中「第31条の2第2項第16号ニ又は第62条の3第4項第16号ニ」を「第31条の2第2項第15号ニ又は第62条の3第4項第15号ニ」に改める。

第11条第1項及び第2項第2号中「第31条の2第2項第16号ニ又は第62条の3第4項第16号ニ」を「第31条の2第2項第15号ニ又は第62条の3第4項第15号ニ」に改める。

別記様式第1号中「第31条の2第2項第15号ハ」「第31条の2第2項第14号ハ」を「第31条の2第2項第14号ハ」「第62条の3第4項第15号ハ」に改め、同様式の備考第1項中「第31条の2第2項第15号ハ又は第62条の3第4項第15号ハ」を「第31条の2第2項第14号ハ又は第62条の3第4項第14号ハ」に改める。

別記様式第2号及び別記様式第3号中 「第31条の2第2項第15号ハ」を「第31条の2第2項第14号ハ」に改める。  
第62条の3第4項第15号ハ」を「第62条の3第4項第14号ハ」

別記様式第8号中 「第31条の2第2項第16号ニ」を「第31条の2第2項第15号ニ」に改め、同様式の備考第4  
第62条の3第4項第16号ニ」を「第62条の3第4項第15号ニ」  
項から第6項までの規定中「第31条の2第2項第16号ニ又は第62条の3第4項第16号ニ」を「第31条の2第2項第  
15号ニ又は第62条の3第4項第15号ニ」に改める。

別記様式第9号中 「第31条の2第2項第16号ニ」を「第31条の2第2項第15号ニ」に改める。  
第62条の3第4項第16号ニ」を「第62条の3第4項第15号ニ」

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

### 山形県告示第645号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営白鷹地区土地改良事業（基幹水利施設ストックマネジメント事業）計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成21年7月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 縦覧に供する書類の名称  
県営白鷹地区土地改良事業計画書（基幹水利施設ストックマネジメント事業）の写し
- 縦覧に供する場所  
白鷹町役場
- 縦覧に供する期間  
平成21年7月6日から同年8月4日まで
- その他  
この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。  
この決定については、取消しの訴えを提起することはできず、上記の異議申立てについての決定に対してのみ、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、異議申立てについての決定のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、取消しの訴えを提起することができる。

### 山形県告示第646号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営高安地区土地改良事業（ため池等整備事業）計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成21年7月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 縦覧に供する書類の名称  
県営高安地区土地改良事業計画書（ため池等整備事業）の写し
- 縦覧に供する場所  
高島町役場
- 縦覧に供する期間  
平成21年7月6日から同年8月4日まで
- その他  
この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。  
この決定については、取消しの訴えを提起することはできず、上記の異議申立てについての決定に対してのみ、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、異議申立てについての決定のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、取消しの訴えを提起することができる。

**山形県告示第647号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営北沖地区土地改良事業（かんがい排水事業）計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成21年7月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 縦覧に供する書類の名称  
県営北沖地区土地改良事業計画書（かんがい排水事業）の写し
- 2 縦覧に供する場所  
川西町役場
- 3 縦覧に供する期間  
平成21年7月6日から同年8月4日まで
- 4 その他  
この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。  
この決定については、取消しの訴えを提起することはできず、上記の異議申立てについての決定に対してのみ、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、異議申立てについての決定のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、取消しの訴えを提起することができる。

**山形県告示第648号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成21年7月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称  
浜中広岡土地改良区
- 2 事務所の所在地  
酒田市浜中字上村387番3
- 3 認可年月日  
平成21年6月23日
- 4 その他  
この認可の取消しの訴えは、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、認可のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

**山形県告示第649号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成21年7月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 土砂災害警戒区域の名称 | 指定の区域     | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|-------------|-----------|---------------------|
| ネコタニ沢       | 別紙図面のとおりに | 土石流                 |
| 七五三掛        | 別紙図面のとおりに | 地すべり                |
| 中村          | 別紙図面のとおりに | 地すべり                |
| 下村          | 別紙図面のとおりに | 地すべり                |
| 大網          | 別紙図面のとおりに | 地すべり                |

なお、「別紙図面」は省略し、土木部河川砂防課及び庄内総合支庁建設部河川砂防課並びに鶴岡市役所において縦覧に供する。

#### 山形県告示第650号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成21年7月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 土砂災害特別警戒区域の名称 | 指定の区域及び法第8条第2項に規定する政令で定める事項 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|---------------|-----------------------------|---------------------|
| ネコタニ沢         | 別紙図面のとおりに                   | 土石流                 |

なお、「別紙図面」は省略し、土木部河川砂防課及び庄内総合支庁建設部河川砂防課並びに鶴岡市役所において縦覧に供する。

#### 山形県告示第651号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第48条第14項の規定により、同条第4項ただし書の規定による許可をすることについて、次のとおり公開による意見の聴取を行う。

平成21年7月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 日 時 平成21年7月10日（金） 午後2時から
- 2 場 所 南陽市宮内2408番地の52  
東会館
- 3 申請者 南陽市三間通436番地の2  
南陽市長 塩田秀雄
- 4 建築物の計画 南陽都市計画区域内の第2種中高層住居専用地域である南陽市宮内地内での中学校及び共同調理施設の新築（鉄筋コンクリート造3階建て、延べ面積7,416.79平方メートル）

#### 山形県告示第652号

次の開発行為は、完了した。

平成21年7月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 許可番号  
平成21年4月27日 指令村総建第5002号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称  
東根市中央二丁目16番7
- 3 開発許可を受けた者の所在地及び名称  
天童市糠塚二丁目2番1号  
有限会社 弘栄不動産

## 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成21年7月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 申請のあった年月日

平成21年6月23日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

(1) 名称

特定非営利活動法人W i t h 優

(2) 代表者の氏名

白石 祥和

森 健太郎

(3) 主たる事務所の所在地

米沢市南原石垣町2805番

(4) 定款に記載された目的

この法人は、学校に行けない子ども達、行かない事を選択した子ども達、今の社会の中で生きにくさを抱えた青少年に対して、生活、学習支援を通しての復学・転学支援、及び社会的自立支援に関する事業を中心に行い、地域に住む子ども達、大人が自分らしさを大切にし、生き生きと幸せに生きる事、地域に笑顔が広がる事、優しい地域社会づくりに寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成21年7月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 申請のあった年月日

平成21年6月18日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

(1) 名称

特定非営利活動法人 山形県くらしの共生福祉互助会

(2) 代表者の氏名

村井 明

(3) 主たる事務所の所在地

鶴岡市渡前字太田40番

(4) 定款に記載された目的

この法人は、自然と調和した社会づくりによるまちづくりの推進を図ることを基本思考として、社会の基本単位である家庭・家族の福祉の増進に関する事業を行い地域社会に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成21年7月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 申請のあった年月日

平成21年6月23日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

(1) 名称

特定非営利活動法人 ひらた里山の会

(2) 代表者の氏名

神田 五朗

(3) 主たる事務所の所在地

酒田市中野俣字円能寺28番地

(4) 定款に記載された目的

この法人は、中山間地の創造的再生に向けて、地域住民、行政、企業、地縁組織、法人などと協力し、住民

の多様な提案を実現していくもので、中山間地の特性を活かした地域づくりを行い、住民の生活向上に貢献していくことを目的とする。

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、農地保有合理化事業の実施に関する規程の変更を次のとおり承認した。

平成21年7月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 農地保有合理化事業を行う者の名称及び住所  
天童市農業協同組合  
天童市老野森二丁目1番1号
- 2 農地保有合理化事業の実施地域  
天童市における農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条第1項の規定により指定された農業振興地域
- 3 承認後の農地保有合理化事業の種類
  - (1) 法第4条第2項第1号に規定する農地売買等事業（農用地等を借り受けて、当該農用地等を貸し付ける事業に限る。）
  - (2) 法第4条第2項第2号に規定する農地売渡信託等事業
  - (3) 法第4条第2項第2号の2に規定する農地貸付信託事業
  - (4) 法第4条第2項第3号に規定する農業生産法人出資育成事業
  - (5) 法第4条第2項第4号に規定する研修等事業
- 4 変更の承認年月日  
平成21年6月9日

平成21年 7月 3日印刷  
平成21年 7月 3日発行

発行所 山 形 県 庁  
発行人 山 形 県

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目1-21  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂 部 登  
電話 山形 (631)2057 (631)2056